

令和五年三月二十九日提出
質問 第四四号

コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

コロナ禍とかかりつけ医機能に関する質問主意書

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案の審議に際し、私が「今回のコロナ禍は、かかりつけ医機能が発揮されるべき事案だったと思うか。」との趣旨の質疑を行い、それぞれ次のような答弁があった。

三月十五日内閣委員会における本田厚生労働大臣政務官答弁「今般の新型コロナウイルス対応における課題は、かかりつけ医機能ではなく、行政による事前準備が不十分であったというふうに考えております。」

三月二十二日内閣委員会における羽生田厚生労働副大臣答弁「かかりつけ医につきましては、今議論中というところでございますので、どういったものがかかりつけ医になるかということが決まっております。まず医療提供体制の確保というのが非常に大切でございますので、その点は、地域全体として通常医療の提供を継続する、そして感染症医療のニーズに対応するという、この両方が大切であるということでございますので、各医療機関の機能、役割を踏まえた医療提供体制を構築していくことは非常に大切だと思っております。」

これを踏まえ、再度質問する。今回のコロナ禍はかかりつけ医機能が発揮されるべき事案だったと思うか。両答弁をしっかりと踏まえた上で答弁ありたい。

右質問する。